

いちご新規就農者研修事業 令和9年度研修者募集要項

制定：令和8年1月1日

1. 事業内容

(1) 事業概要

いちご産地の維持発展を図るため、新たにいちご生産に取り組み新規就農を希望する者、およびいちご生産をしている親元への就農を希望する者に対し生産技術、経営管理に関する研修を行い、いちご生産者として独立するための十分な資質を形成するとともに研修終了後の就農に向け、関係機関と連携して支援を行う。

(2) 研修場所

全農宮城県本部「いちごトレーニングセンター」

(宮城県亘理郡山元町高瀬字北中須賀3番地 (株)やまもとファームみらい野)

(3) 研修期間

令和9年4月から令和11年3月までの24か月間とする。

ただし、親元就農者については、習得状況に応じて1年間での研修も可とする。

(4) 研修内容

項目	研修内容
基礎研修	生理生態・品種特性等の基礎知識、高設ベンチ栽培についての基礎知識 肥料・農薬・保温資材および包装・出荷資材の基礎知識
技術研修	栽培ステージ毎の栽培技術、収穫・パック詰め等の商品づくり
経営管理	施設投資・経営収支管理・農業簿記記帳・税務申告等、経営に必要な基礎知識
就農準備	農地取得・資金調達等の就農に必要な知識・手続き
視察・交流	いちご産地視察(県内外)、地域のいちご生産者との交流

(5) 研修講師

全農宮城県本部、JA仙台・JA仙台いちご部会、宮城県 他

(6) 研修認定

全農宮城県本部が研修修了の可否を判定し、修了者には修了証を交付する。

(7) 就農支援

研修修了後の就農に向け、農地・施設の取得及び資金調達等について関係機関が協力をして支援を行う。

2. 募集内容

(1) 募集人員

若干名

(2) 応募資格

- ア. 満18歳以上で（国の事業「新規就農者育成総合対策」を利用の場合は45歳以下（令和8年度参考））研修修了後はいちご生産者として就農意思が明確な方。また、性別・農業経験の有無は問わない。
- イ. 新規就農を希望する者は、研修修了後1年以内に、新規就農者（独立・自営して新規に就農する者）として、山元町内で就農することを原則とする。なお新たに県内市町村にて支援体制（就農支援・補助事業支援等）が確立できた場合はこの限りではない。
- ウ. 親元就農を希望する者は、宮城県内のいちご生産農家の親元への就農とし、担い手（独立しないで親元に就農する者）として就農すること。
- エ. 就農方法については入所前に行う意向確認をもって決定することを基本とし、入所後に就農方法を変更する場合は、本人を含めて関係機関と協議の上、変更を認める。

（3）提出書類

以下の書類等に必要事項を記載・同封の上、下記の募集期間内に郵送、または、直接持参すること。

- ア. 「いちご新規就農者研修事業」令和9年度研修受講申込書
- イ. 履歴書（市販のJIS規格のもの、写真糊付け）

3. 募集期間

（1）受付期間

令和8年1月1日（木）～令和8年10月30日（金）必着

（2）事業説明会の開催

ア. 日程及び場所等

（ア）日時：都度開催

- （イ）場所：①株やまもとファームみらい野（宮城県亘理郡山元町高瀬字北中須賀3番地）
②全農宮城県本部園芸・生産振興部会議室（宮城県仙台市若林区御町5-1-8）
③Web開催（Webex・Zoom）

（ウ）内容：研修事業について関係機関と共に詳細説明し、その後研修所を見学（①のみ）。

イ. その他：応募を希望する方は、必ず説明会に参加すること。

（3）応募者説明会の開催

ア. 日程および場所等

（ア）日時：募集締め切り後、選考会前に開催する。

- （イ）場所：①株やまもとファームみらい野（宮城県亘理郡山元町高瀬字北中須賀3番地）
②全農宮城県本部園芸・生産振興部会議室（宮城県仙台市若林区御町5-1-8）
③Web開催（Webex・Zoom）

（ウ）内容：選考会の案内および事務局担当者による事前面談を実施する。

イ. その他：応募者は、必ず説明会に参加する。

4. 選考方法等

(1) 選考方法

全農宮城県本部及び関係機関・団体の選考委員による書類審査並びに面接により決定する。

(2) 面接日時・場所

ア. 日時：令和8年11月 ※詳細については別途通知する。

イ. 場所：JAビル宮城（仙台市青葉区上杉1丁目2番16号）

(3) 結果通知

申込者には、11月末までにメールまたは郵送にて通知する。

5. 研修条件

(1) 研修期間中の諸条件

ア. 研修受講料は無料とする。

イ. 研修に必要な費用は本会が負担する。なお、個人生活にかかわる費用及び研修施設までの交通費は、全額研修者の負担とする。

ウ. 本事業における生産物販売代金は(株)やまもとファームみらい野に帰属する。

(2) 災害補償

ア. 研修者は、研修期間中の傷害保険へ加入することを必須とし、また、同期間の災害補償についても対応するものとする。

イ. 傷害保険加入に伴う費用は研修者が負担する。

(3) 研修時間及び休日

ア. 研修時間は原則として、7時から16時とし、休憩を12時から13時とする。

イ. 休日は、原則、日曜日とする。なお、繁忙期・収穫期等においては、研修時間外及び休日に実習を実施する場合がある。

ウ. 研修内容及び天候等により研修日程、研修時間を変更する場合がある。

(4) 遵守事項

本事業の趣旨を十分理解の上、常に誠実かつ積極的な態度、姿勢で研修に臨むこと。

6. 応募先他

(1) 応募先・相談窓口

全農宮城県本部 園芸・生産振興部 生産振興課

仙台市若林区卸町5丁目1番8号 TEL 022-352-3161

(2) 留意事項

ア. 営農を継続するためには、本人の努力・熱意・体力とともに地域と協調する姿勢が求められる

イ. 研修開始から就農していちご販売代金等の収入が入るまで約3年間かかるため、自身の経営目標、家族構成に応じた生活費及び自己資金が必要となる。

ウ．研修生は研修における誓約書を締結する。

本募集要項に基づく提出書類に係る個人情報については、研修者の選考・研修期間中の指導・連絡及び就農にあたっての斡旋・その他運営に関する目的に使用する。

付則

(制定・改廃)

1．この要項の制定・改廃は、全農宮城県本部園芸・生産振興部長が行う。

(疑義解明)

2．この要項の解釈・その他の疑義は、全農宮城県本部園芸・生産振興部生産振興課長が決定する。

(施行期日)

3．この要項は、令和8年1月1日より施行する。

令和 年 月 日

全国農業協同組合連合会宮城県本部

県 本 部 長 殿

申込者 住所

氏名

印

「いちご新規就農者研修事業」令和9年度研修受講申込書

貴会の「いちご新規就農者研修事業令和9年度研修者募集要項」に基づき、下記のとおり研修受講を申し込みます。

記

1. 履歴書：別紙

2. 研修申込レポート：別紙

以上

いちご新規就農者研修事業研修受講申込レポート

※可能な限り詳しく記入してください。

氏名：_____

1. 申込理由：

2. 就農希望時期：いずれか1つに☑をお願いします。

研修修了後～1年以内に独立就農または親元就農を希望する。

研修修了後、一度雇用就農したのち独立就農を希望する。

未定

その他（ _____ ）

3. 農業経験の有無：

4. 農業に生かせる知識又は技能の有無：

5. 農地保有の有無 _____：

所有農地の所在地：

6. 就農希望地：

7. 就農のため用意した資金：

内1年間の生活費：

8. 借入金の有無（住宅ローン等）

借入の内容 _____：

年間の返済額 _____ 円 / 返済の残年数： _____ 年

9. 家族の同意：

生計を共にする家族構成：

10. 就農時のパートナー：

11. 健康状態（持病の有無等）：

本人：

パートナー：

12. 将来の希望：

13. 就農支援制度（補助事業）の活用に係る事項

（1）当年見込（令和8年1～12月）の世帯所得：いずれか1つに☑をお願いします。

※両親等が世帯を共にしている場合は含む ※退職金等を含む

400万円以下 400万円以上～600万円以下

600万円以上～800万円以下 800万円以上

（2）翌年見込（令和9年1～12月）の世帯所得：いずれか1つに☑をお願いします。

※退職金、農産物の売上額を含む

400万円以下 400万円以上～600万円以下

600万円以上～800万円以下 800万円以上

※当該レポートは、就農支援制度（補助事業）の活用要件に係る事前把握のためでもあり、認定や利用を保証するものではありません。

※各支援制度の認定は、県、市町村、JA等の事業主体により認定されます。

※募集要項に基づく当該提出書類に係る個人情報については、研修申込者の選考・研修期間の指導・連絡及び就農にあたって斡旋・その他運営に関する目的に使用します。